

当初請負契約金額による竣工検査提出図書一覧表

工事名:「 」

[令和5年4月改正] ※)金額区分は当初請負金額で判断(○)提出必須 (△)任意提出 (×)提出不要

番号	名称	特記事項	内容等	確認	300万円未満	300万円以上 500万円未満	500万円以上	低入札 調査基準価格 設定工事	摘要
1	現場組織表等	・現場入場(現地立会、現地調査、地元挨拶等を含む全て)の前に打ち合わせ簿にて提出	・現場組織表・安全管理組織表・緊急時連絡先		○	○	○	○	
2	起工測量	・施工前に実施し、結果を打ち合わせ簿にて提出	・土木工事共通仕様書(香川県)に準ずる		○	○	○	○	建築改修等、起工測量が発生しない場合は提出不要
3 (1)	石綿事前調査結果	・施工前に実施し、結果を打ち合わせ簿にて提出	・「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に準ずる ・新築工事や土木工事(一部を除く)等で対象外となる工事は提出不要		○	○	○	○	新築工事や土木工事(一部を除く)で対象外となるものは提出不要
3 (2)	石綿事前調査結果の電子システム等による報告	・石綿事前調査結果を電子システム等により、香川県及び労働基準監督署に報告 ・その結果を打ち合わせ簿にて提出	・報告対象となる工事規模は「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参照		○	○	○	○	新築工事や土木工事(一部を除く)で対象外となるものは提出不要
3 (3)	石綿事前調査結果で石綿有(みなし有りを含む)場合	・右記マニュアルに準じて、現場・書類等を適切に実施し、その結果を提出 ・実施事項の詳細は、右記マニュアルを参照	・「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に準ずる ・様式は東かがわ市HP参照		○	○	○	○	
4	施工計画書	・当初請負金額500万円以上は必須(500万円未満は監督員指示による) ・修正追記等の都度、変更部分のみを提出	・施工計画書の手引き(平成30年6月)東かがわ市に準ずる ・営繕工事については、総合施工計画書と工種別施工計画書を提出すること ・総合評価方式「技術提案型」の場合、総合工事様式第4-1号を施工計画書に差し込むこと		×	×	○※2	○※2	
5	工事実工程表		・当初(変更)工程表に実工程を赤書き記入 ・必要に応じてフォローアップが確認できるようにすること		×	×	△	△	
6	下請(変更)通知書	・変更の都度、事前に提出(監督員の指示により内訳書も提出) ・提出は2部とするが、内1部(受注者控)は通知書のみで良い ・下請が無い場合は提出不要	・注文書・注文請書による請負契約の写しを添付して提出 ・交通整理員、調査業務及び産廃処理委託は下請と扱わない ・一般的に特別な知識や経験を必要とする作業は下請となる		○	○	○	○	下請が無い場合は提出不要
7	施工体系図	・下請が無い場合は提出不要	・二次下請以降を含むすべてを記載し、下請通知書と整合させること ・「工事関係者用」「公衆用」の原則2箇所について、他の現場掲示物とあわせ記録写真(遠景・近景)も提出		○	○	○	○	下請が無い場合は提出不要
8	施工体制台帳※6	・書類提出は竣工時のみとし、途中提出は不要 ・ただし、現場には最新版を常備	・写しを提出		×	○	○	○	下請が無い場合は提出不要
9	工事打合簿		・原則として市ホームページ掲載様式を使用		○	○	○	○	

当初請負契約金額による竣工検査提出図書一覧表

工事名:「 」

[令和5年4月改正] ※金額区分は当初請負金額で判断(○)提出必須 (△)任意提出 (×)提出不要

番号	名称	特記事項	内容等	確認	300万円未満	300万円以上 500万円未満	500万円以上	低入札 調査基準価格 設定工事	摘要
10	設計図書の照査	・施工前、施工途中において設計図書の照査を行い、その結果を打ち合わせ簿にて提出			△※3	○	○	○	
11	材料承認申請	・材料発注前の事前承認 ・打ち合わせ簿にて提出 ・県外産品の使用制限等は無し	・品質証明書・配合報告書・カタログ等について、使用規格をマーキングすること		○	○	○	○	
12	段階確認書	・監督員の立会日ごとに作成	・原則として市ホームページ掲載様式を使用 ・現場着工前に段階確認の種別(細別)と確認時期を工事打合簿にて決定しておくこと ・段階確認内容は仕様書等を参照		△※5	○	○	○	
13	工事日報	・着工日から竣工日までの全工期分作成(休工期・工場製作期間も必要)	・原則として市ホームページ掲載様式を使用 ・他様式を使用する場合は、事前に工事監督員との協議による		×	○	○	○	
14	工事履行報告書	・入札結果にかかわらず、低入札調査基準価格を設定した工事は必須(入札公告等で確認すること)	・原則として市ホームページ掲載様式を使用 ・工程ごと進捗率及び全体率を毎月末に工事打合簿に添付し提出、工事監督員が押印し、返還したものをコピーで提出		×	×	×	○	
15	完成図	・設計書に完成図に関する特記がある場合は、特記に準ずる。	・A3サイズに縮小した図面を添付		○	○	○	○	
16	出来形管理資料	・実測値併記の平面図等も添付(A3サイズに縮小した図面を添付)	・最新の各基準(土木工事共通仕様書(香川県)、公共建築工事標準仕様書等)に規定する施工管理基準等に基づき、成果図表等を提出(指定なき場合は、県基準に準ずる)		○	○	○	○	
17	品質試験検査資料		・最新の各基準(土木工事共通仕様書(香川県)、公共建築工事標準仕様書等)に規定する施工管理基準等に基づき、成果図表等を提出(指定なき場合は、県基準に準ずる)		○	○	○	○	
18	品質管理資料		・品質管理内容に応じて、工程能力図や品質管理図表等を提出(指定なき場合は、県に準ずる)		○	○	○	○	
19	工事写真		・最新の写真管理基準(案)(香川県)等に準拠(監督員の指示があれば、データもあわせて提出)		○	○	○	○	
20	交通整理員実績集計表	・交通整理員が無い場合は提出不要	・交通誘導実績を集計表に整理して提出(拘束時間・誘導時間の内訳も記載する)		○	○	○	○	交通整理員が無い場合は提出不要
21	交通整理員資格確認資料※6	・以下の場合の除き提出不要 ・公安委員会指定路線がある場合のみ、資格及び配置確認できる資料を提出	・警備検定取得者、指導教育責任者、指定講習受講者、県協会講習修了者、その他教育を受けたものであることの資料		×	○	○	○	公安委員会指定路線の無い場合は提出不要
22	産業廃棄物処理委託契約書(写)		・少額であっても提出が必要		○	○	○	○	産業廃棄物が無い場合は提出不要

当初請負契約金額による竣工検査提出図書一覧表

工事名:「 」

[令和5年4月改正] ※金額区分は当初請負金額で判断(○)提出必須 (△)任意提出 (×)提出不要

番号	名称	特記事項	内容等	確認	300万円未満	300万円以上 500万円未満	500万円以上	低入札 調査基準価格 設定工事	摘要
23 (1)	産業廃棄物処理実績集計表 (紙マニフェストの場合)	・実績集計表による ・マニフェストの1組を1行として作成	・マニフェスト原本は別綴りとし、検査時に提示 ・マニフェスト原本のコピーの提出は不要		○	○	○	○	産業廃棄物が無い場合は提出不要
23 (2)	産業廃棄物処理実績集計表 (電子マニフェストの場合)	・実績集計表は、竣工図書提出時に 成果品として提出 ・実績集計表は、本市HPの様式若し くは、電子マニフェストからの打ち出し による一覧表とする	・マニフェストの提出は以下のいずれかとする 1) 全て打ち出し、紙で検査時に提示 2) 検査時にパソコン等の画面で確認 ただし、検査用にハード・ソフト、全て受注者 で準備し、提示		○	○	○	○	産業廃棄物が無い場合は提出不要
24	残土指定処分実績集計表	・実績集計表は任意様式とする	・残土処分伝票又は証明書は別綴りとし、検査 時に提示 ・残土処分伝票又は証明書の提出は不要		○	○	○	○	残土処分が無い場合は提出不要
25	工事カルテ登録受領書(写)	・請負金額 500万円以上は登録必須 ・当初金額にかかわらず変更して500 万円以上の場合も登録必須	・受注・変更については工事監督員から発議 し、登録後、受注者が資料提出する ・受注及び変更登録は契約後10日以内(土、 日、祝日を除く)に、竣工登録は成果図書、竣工 通知書の提出後に行うこと		× ただし、変更で 500万円以上の 場合は(○)	× ただし、変更で 500万円以上の 場合は(○)	○	○	当初請負金額にか かわらず、変更契 約で500万円以上と なった場合は登録 必須
26 (1)	建設副産物実態調査票 (再生資源利用計画書)	・詳細運用については、別添「建設副 産物実態調査票の運用について」参 照	・請負金額に係わらず、下記のいずれかに該当 する建設資材の搬入がある工事で事前提出 1. 体積が500m ³ 以上の土砂 2. 重量が500t以上の砕石 3. 重量が200t以上の加熱アスファルト混合物		○	○	○	○	記載内容に変更が 生じた場合及び変 更で対象となった場 合もその都度速や かに提出
26 (2)	建設副産物実態調査票 (再生資源利用促進計画書)	・詳細運用については、別添「建設副 産物実態調査票の運用について」参 照	・請負金額に係わらず、下記のいずれかに該当 する指定副産物の搬出がある工事で事前提出 1. 体積が500m ³ 以上の建設発生土 2. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊 又は建設発生材であって、これらの重量の合計 が200t以上である場合		○	○	○	○	記載内容に変更が 生じた場合及び変 更で対象となった場 合もその都度速や かに提出
27	建設副産物実態調査票 (再生資源利用実施書) (再生資源利用促進実施書)	・詳細運用については、別添「建設副 産物実態調査票の運用について」参 照	・建設資材搬入、建設副産物搬出の有無に係 わらず、最終請負金額100万円以上の全ての工 事で竣工時に提出		○	○	○	○	当初請負金額にか かわらず、最終請 負金額が100万円 未満の場合は提出 不要
28	退職金制度確認資料 ^{※6}	・元請、下請の全ての業者の退職金 制度を確認	・自社を含む、退職金制度の加入が確認できる 資料(証明書や規則表紙等の写)の提出 ・一人親方等で加入不要の場合は、辞退文書 等の提出 ・未加入者には加入斡旋した資料(写)を提出		×	○	○	○	
29	建設業退職金 共済掛金収納書 ^{※6}	・着工後1ヵ月以内に提出	・他工事の残証紙を流用する場合は、提出不要		×	○	○	○	建設業退職金共済 制度による退職金 の支払いが無い場 合は提出不要
30	建設業退職金 ^{※6} 共済証紙受払簿	原則として建退共香川県支部HPIに掲載の 第31・32・2・4・5号による。	・元請の会社全体の整理は第31号、工事ごとの 整理は第32号を提出 ・元請、下請の個人への支払い整理は第2・4・ 5・6号を提出		×	○	○	○	建設業退職金共済 制度による退職金 の支払いが無い場 合は提出不要

当初請負契約金額による竣工検査提出図書一覧表

工事名:「 」

[令和5年4月改正] ※)金額区分は当初請負金額で判断(○)提出必須 (△)任意提出 (×)提出不要

番号	名称	特記事項	内容等	確認	300万円未満	300万円以上 500万円未満	500万円以上	低入札 調査基準価格 設定工事	摘要
31	安全教育※6	・参加者氏名、所属、日時、教育内容(概要)の記載がある記録簿を提出 ・記録写真を提出(代表写真、月ごとに1枚)	・4時間/月以上実施 ・記録簿は任意様式 ・配布資料は添付不要		×	△	○	○	
32	新規入場者教育※6	・入場教育日・所属・氏名のリストのみを提出 ・記録写真を提出(代表写真1枚)	・リスト表は任意様式 ・配布資料は添付不要		×	△	○	○	
33	安全協議会記録簿※6	・参加者氏名、所属、日時、協議内容(概要)の記載がある記録簿を提出 ・記録写真を提出(代表写真1枚)	・下請との混在作業がある場合に月に1回以上実施 ・下請との混在作業が無い場合は提出不要 ・記録簿は任意様式 ・配布資料は添付不要		×	△	○	○	下請との混在作業が無い場合は提出不要
34	持ち込み車両系建設機械の管理	・工事で使用した全ての対象車両ごとにステッカーの写真を提出	・対象車両の排ガス対策(ステッカー)の貼付状況写真の提出 ・特定自主点検済標章(ステッカー)の貼付状況写真の提出		×	△	○	○	
35	KYK(危険予知活動)※6	・記録写真を提出(代表写真1枚)	・記録簿は任意様式		×	△	△	△	
36	対外関係資料	・道路使用許可書等の関係機関へ提出した書類	・書類の(写)を提出(継続は表紙の写のみ) ・道路使用許可等の関係機関への資料提出が無い場合は提出不要		×※1	○	○	○	道路使用許可等の関係機関への資料提出が無い場合は提出不要
37	創意工夫、社会性		・原則として市ホームページ掲載様式を用い、創意工夫、社会性項目について該当があれば提出		×	△	△	△	
38	その他		・上記以外で、法令や特記仕様書、打ち合わせ等(以下、「法令等」という。)により発注者への資料提出及び報告が義務づけられている場合に提出		○	○	○	○	法令等で提出・報告の義務づけが無い場合は提出不要

当初請負契約金額による竣工検査提出図書一覧表

工事名:「 」

[令和5年4月改正] ※)金額区分は当初請負金額で判断(○)提出必須 (△)任意提出 (×)提出不要

番号	名 称	特 記 事 項	内 容 等	確認	300万円未満	300万円以上 500万円未満	500万円以上	低入札 調査基準価格 設定工事	摘 要
<p>※1 交通整理員の資格、道路使用許可等の書類を受注者保管とし提出不要とする。ただし、監督員の指示があった場合は提出すること。</p> <p>※2 建築一式工事について、当初請負金額が500万円以上、1,500万円未満の場合、施工計画書の提出は総合施工計画書のみとし、工種別施工計画書の提出は不要とする。ただし、各工種について工事監督員から施工要領にかかる協議を求められた場合は、適切に対応すること。</p> <p>※3 当初請負金額300万円未満の設計図書の照査について書類提出任意としているが、金額にかかわらず設計図書の照査は実施、必要に応じて監督員と協議を行うこと。</p> <p>※4 当初請負金額300万円未満の施工体制台帳について書類提出不要としているが、金額にかかわらず整備した資料を現場に常備しておくこと。</p> <p>※5 当初請負金額300万円未満の段階確認について任意提出としているが、工事監督員に段階確認を求められた場合は、適切に対応すること。</p> <p>※6 施工体制台帳、交通整理員資格確認資料、退職金制度確認資料、建設業退職金共済掛金収納書、建設業退職金共済証紙受払簿、安全教育、新規入場者教育、安全協議会記録簿、KYK(危険予知活動)については、竣工検査合格後に提出書類を返却するため、別冊で提出すること。</p> <p>※ 本表は基本的事項、成果品の要否及びとりまとめ順を参考として示したものであり、資料の重複添付がないよう一覧表等を工夫し、減量化に努めること。</p> <p>※ 提出を求める資料のうち法令等により作成が義務付けられたものが不足する場合は、検査不合格とする。</p> <p>※ 竣工検査時提出図書は、原則工事監督員の控え資料とする。</p> <p>※ 工事関係例規・様式等については東かがわ市ホームページ、共通仕様書等については香川県ホームページを参照のこと。</p> <p>※ 発注者と受注者間の交換書類は、原則として「工事打合簿」を使用する。ただし、工事監督員の立会が伴う場合は「段階確認書」を使用する。</p> <p>※ 書類が多い場合は、インデックス、一覧表等を作成し、見やすく工夫すること。</p> <p>※ 本資料に記載のある書類のみの提出とし、記載の無い書類の提出は一切不要とする(書類の簡素化のため)。</p> <p>ただし、書類提出が不要であっても、法令等により現場で実施すべき事項は必ず実施すること。</p>									